

納付金返還規定

返金時の状況		授業料	雑費	条件	
学期 開始前	COE交付・発送後	①ビザ申請をせずに入学辞退	選考料・入学金を除いた 残りを返還	COE原本を入管に返却後	
		②ビザ不許可 (不許可通知書類あり)	選考料・入学金を除いた 残りを返還	ビザ拒否印のあるパスポートまたはそれに付随する大使館発行書類。	
		③ビザ不許可 (不許可通知書類なし)	選考料・入学金を除いた 残りを返還	COE有効期限超過後、当校が指定する方法により、日本へ入国していないことが確認できること。 (ビデオ通話による本人確認、パスポートの出入国履歴確認、国家移民管理局サイト等の出入国記録確認その他これに準ずる方法)	
		④ビザ取得後に入学辞退 (学期開始前)	学費9か月分	返還 不可	①未入国の場合 COE有効期限超過後、当校が指定する方法により、日本へ入国していないことが確認できること。 (ビデオ通話による本人確認、パスポートの出入国履歴確認、国家移民管理局サイト等の出入国記録確認その他これに準ずる方法)
学期 開始後	入学辞退 途中退学	⑤ビザ取得後に入学辞退 ※来日に関わらず (学期開始後～1か月以内)	学費6か月分	返還 不可	②入国済の場合 在留カード失効確認(穴あき在留カードの写しの提出)後。 再入国可能な状態で入学辞退する場合は、下記の手続き完了後。 -在留カードを当校に郵送 -当校から在留カードの代理返納 -ビデオ通話で日本にいないことを確認
		⑥入学辞退 ※来日に関わらず (学期開始翌月～翌々月以内)	学費3か月分		
	1年目 途中退学	①3か月以上6か月未満	学費1.5か月分		【帰国の場合】 ①帰国チケットの写し提出 ②穴あき在留カードの写しを提出 ※在留カード失効確認後
		②6か月以上 帰国・進学・資格変更	返還不可	返還 不可	【進学の場合】 進学先に係る下記のいずれかを提出 -入学許可書 -学費納付明細書 -学生証 -在学証明書 【資格変更の場合】 下記の書類を提出 -在留カード(資格変更) -就職内定通知書(就職の場合)

※選考料・入学金はいかなる理由でも返金不可

※返金は返金支払書への記入に加え、指定の銀行口座情報および通帳等の口座情報根拠資料の提出後、指定の銀行口座に振り込み(振込手数料は受取人負担)

※上記、返金については入学辞退届または退学届を提出した日を基準日とする。

※虚偽の申告があった場合は返金対象外となる。

【納付金返還対象外】

- ① 地震・台風等の自然災害、感染症拡大、戦争等の人的災害による休校。
- ② 入国管理局による退去強制処分、退学処分または除籍処分による退学。
- ③ 来日・入学遅れにより参加できなかった授業分の授業料と雑費